

共通

議事(1) 部会長の選出について

京都府住宅審議会規則（以下、「規則」という。）第 7 条第 4 項により準用する第 5 条第 1 項の規定により、部会長は委員の互選によって定める。

議事(2) 部会長の職務代理者の指名について

規則第 7 条第 4 項により準用する第 5 条第 3 項の規定により、部会長はあらかじめその職務代理者を指名する。

< 参考 京都府住宅審議会規則（抄）（平成 26 年 7 月 25 日 京都府規則第 38 号） >

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第 5 条第 2 項中「会務を総理する」とあるのは「部会の会務を掌理する」と読み替えるものとする。